

日本国・皇學館大学と中華人民共和国・河南大学間の

教育・学術交流に関する協定書

皇學館大学と河南大学(以下「両大学」という。)は、相互の友好を深め、教育・学術交流を促進する目的のもとに、交流に関する協定を締結する。

第一条 両大学は、学生の教育研究の機会を拡大するとともに、教員・研究者の学術研究を進展させるために、相互に協力するものとする。

第二条 前条の協力は、次の事項にかかわるものとする。

- (1) 学生の相互交流
- (2) 教員・研究者及び職員の相互交流
- (3) 教育及び研究上の情報並びに資料の交換
- (4) 国際的な研究・教育活動の協力
- (5) その他、必要と思われる事項

第三条 両大学は、前条の各号に必要な事項について協議して定める。

第四条 両大学は、第二条にかかわる財政上の事項については協議して定める。
また、両大学が適切であると判断する助成機関に支援の申請ができるように、両大学は相互に協力する。

第五条 本協定は、両大学の代表者の署名により発効し、その有効期限を4年とする。

第六条 本協定の内容は、両大学の合意のもとに必要に応じて改廃できるものとする。

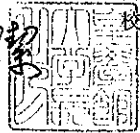
第七条 本協定書は、日本語及び中国語により作成し、両大学が各1部を保管する。

皇學館大学
学長

清水 潔

平成 28 年 10 月 19 日

河南大学
校長



平成 28 年 10 月 19 日



中国河南大学与日本国皇学馆大学
教育学术交流协议

河南大学与皇学馆大学(以下称两校)以加深两校间友好关系,促进教育和学术交流为目的,特此缔结本交流协议。

第一条 两校在扩大大学生教育和研究方面交流的同时,在发展教师和研究学者的学术研究方面相互合作。

第二条 上述合作条款的具体内容如下:

- (1) 交流学生
- (2) 交流教师、研究学者及职员
- (3) 交流教育及研究方面的信息资料
- (4) 进行合作研究与教育活动
- (5) 其它有关必要事宜

第三条 两校对以上条款中必要事项经协商确定。

第四条 两校对第二条中涉及的财务事项经协商确定,两校向认定的赞助机构联合申请资助。

第五条 本协议由两校最高负责人签署后生效,有效期为4年。

第六条 必要时经双方同意可以修改和废除本协议内容。

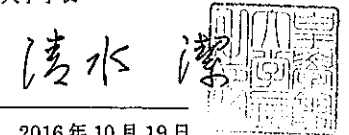
第七条 本协议用日、中文写成,两校各保存一份。

河南大学校长



2016 年 10 月 19 日

皇学馆大学学長



2016 年 10 月 19 日